

24長寿第39505号

平成24年10月31日

各指定介護サービス事業所 設置者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

(公印省略)

指定介護サービス事業者における事故発生時の報告について

日頃から、介護保険行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、介護保険法に基づき、指定介護サービス事業者はサービス提供時に発生した事故についてその内容や対応の状況を、各市町に報告する必要があることから、平成20年1月15日付けで「指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」(以下「マニュアル」という)を制定し報告をお願いしてきたところです。

平成24年度上半期の県への事故報告件数は208件と前年度同時期の176件と比較して増加しており、その中には死亡事故等の重大事故も発生しているところです。

各事業者におかれましても、マニュアルや平成20年10月31日付厚生労働省老健局計画課他事務連絡に沿って、事故防止のための取組みを一層徹底するなど、再発防止策について十分留意いただき適切な対応をお願いします。

なお、事故報告にあたっては早急に行うとともに、文書による報告についても遅滞なく行うようお願いいたします。

問合せ先

香川県長寿社会対策課

施設サービスグループ

TEL 087(832)3268